

議案第75号

琴浦町営バスの運行及び管理に関する条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町営バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年9月7日 提出

琴浦町長 小松弘明

令和3年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和

令和3年琴浦町条例第 号

琴浦町営バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例

琴浦町営バスの運行及び管理に関する条例(平成20年琴浦町条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

路線名		区間		
		起点	主な経由地	終点
船上山線		警察署駅南	赤碕駅・赤碕中学校前・船上小学校前・大父木地	少年自然の家
上中村線		赤碕駅	赤碕中学校前・尾張公民館・上中村・船上小学校前	赤碕駅
東伯線	野井倉線	アプト入口	浦安駅・東伯中学校前・聖郷小学校前・上法万・上三本杉	野井倉
	上法万線	アプト入口	浦安駅・東伯中学校前・浦安小学校前・聖郷小学校前・上法万	平和
	福永線	アプト入口	浦安駅・東伯中学校前・聖郷小学校前・倉坂・福永	野田
琴浦海岸線		赤碕車庫	赤碕駅・分庁舎前・本庁舎前・浦安駅	二軒屋

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。